

平成24年度 介護保険料・国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料が 改定されました

平成24年度の各保険料(税)改定については、介護保険料を「広報みたか」5月6日発行号で、国民健康保険税を同4月15日発行号でそれぞれお知らせしました。

また、後期高齢者医療保険料については、東京都後期高齢者医療広域連合発行の「東京いきいき通信」Vol.11(3月24日新聞朝刊折り込み)でお知らせしています。

今回は、7月に予定している各保険料(税)の通知書発送に先立ち、各保険料(税)の賦課のしくみや納付方法などについて改めて概要をご紹介します。

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のしくみ

	介護保険料 ☎高齢者支援課☎内線2687	国民健康保険税 ☎保険課☎内線2382	後期高齢者医療保険料 ☎保険課☎内線2384																																																																							
制度の趣旨	在宅での介護サービス費負担などに対する介護保険制度に基づく保険料	病院などでの医療費負担などに対する医療保険制度に基づく保険税・保険料																																																																								
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の個人(第1号被保険者) ●被保険者一人ひとりに保険料が掛かります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●75歳未満の方 ●世帯主に対して世帯分の保険税がまとめて掛かります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●75歳以上の方 ●被保険者一人ひとりに保険料が掛かります。 																																																																							
保険料・税の計算	<ul style="list-style-type: none"> ●本人および同一世帯の住民税課税状況や合計所得金額(注1)に応じ、全12段階(実質14区分)のいずれかに決まります。(下図・表参照) <div style="text-align: center;"> <p>「階段状」の構造 (所得段階別定額)</p> <p>所得 低 ← 所得 高</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>三鷹市介護保険料第5期(平成24~26年度)所得段階別保険料表</caption> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>年額保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護の受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金(注2)の受給者</td> <td>26,400円 (基準額×0.44)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で第1段階に該当しない方</td> <td>26,400円 (基準額×0.44)</td> </tr> <tr> <td>第3段階を軽減する段階</td> <td>本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階・第2段階に該当しない方</td> <td>39,600円 (基準額×0.66)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>第1段階・第2段階・第3段階を軽減する段階に該当しない方</td> <td>42,000円 (基準額×0.7)</td> </tr> <tr> <td>第4段階を軽減する段階</td> <td>世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</td> <td>55,200円 (基準額×0.92)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>世帯に住民税課税者がいる場合で、第4段階を軽減する段階に該当しない方</td> <td>60,000円 (基準額)(注3)</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人の合計所得金額が125万円未満の方</td> <td>67,200円 (基準額×1.12)</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方</td> <td>75,600円 (基準額×1.26)</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>本人の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方</td> <td>86,400円 (基準額×1.44)</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方</td> <td>96,000円 (基準額×1.6)</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方</td> <td>105,600円 (基準額×1.76)</td> </tr> <tr> <td>第10段階</td> <td>本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方</td> <td>112,800円 (基準額×1.88)</td> </tr> <tr> <td>第11段階</td> <td>本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方</td> <td>120,000円 (基準額×2)</td> </tr> <tr> <td>第12段階</td> <td>本人の合計所得金額が1,500万円以上の方</td> <td>127,200円 (基準額×2.12)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 合計所得金額とは、収入金額から「必要経費に相当する金額」を差し引いた金額で、扶養控除や医療費控除などの各種控除をする前の金額です。 (注2) 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などを対象とする福祉年金です。 (注3) 三鷹市の第5期(平成24~26年度)介護保険料基準額は、月額5,000円(全国平均は4,972円)です。</p>	所得段階	対象者	年額保険料	第1段階	生活保護の受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金(注2)の受給者	26,400円 (基準額×0.44)	第2段階	本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で第1段階に該当しない方	26,400円 (基準額×0.44)	第3段階を軽減する段階	本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階・第2段階に該当しない方	39,600円 (基準額×0.66)	第3段階	第1段階・第2段階・第3段階を軽減する段階に該当しない方	42,000円 (基準額×0.7)	第4段階を軽減する段階	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	55,200円 (基準額×0.92)	第4段階	世帯に住民税課税者がいる場合で、第4段階を軽減する段階に該当しない方	60,000円 (基準額)(注3)	第5段階	本人の合計所得金額が125万円未満の方	67,200円 (基準額×1.12)	第6段階	本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	75,600円 (基準額×1.26)	第7段階	本人の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	86,400円 (基準額×1.44)	第8段階	本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	96,000円 (基準額×1.6)	第9段階	本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	105,600円 (基準額×1.76)	第10段階	本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	112,800円 (基準額×1.88)	第11段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	120,000円 (基準額×2)	第12段階	本人の合計所得金額が1,500万円以上の方	127,200円 (基準額×2.12)	<ul style="list-style-type: none"> ●①基礎課税分、②後期高齢者支援金等課税分、③介護納付金課税分、それぞれの所得割額・均等割額の合計額 <div style="text-align: center;"> <p>「すべり台状」の構造 (定率)</p> <p>所得 低 ← 所得 高</p> </div> <p>①基礎課税分(課税限度額51万円) 所得割額 旧ただし書き所得(注4)×4.7% + 均等割額 被保険者数×24,400円</p> <p>②後期高齢者支援金等課税分(課税限度額14万円) 所得割額 旧ただし書き所得(注4)×1.2% + 均等割額 被保険者数×5,500円</p> <p>③介護納付金課税分(課税限度額12万円)(40歳以上65歳未満の被保険者に課税) 所得割額 旧ただし書き所得(注4)×1.4% + 均等割額 被保険者数×12,500円</p> <p>◆均等割額の減額制度 世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)が一定額以下の世帯について、均等割額を減額します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)</th> <th>均等割額の減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 33万円以下の世帯</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>② 33万円に被保険者(世帯主を除く)1人当たり24.5万円を加算した金額以下の世帯</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>③ 33万円に被保険者1人当たり35万円を加算した金額以下の世帯</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所得の申告に基づいて減額措置を行います。 ※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の所得も加算されます。</p>	世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)	均等割額の減額割合	① 33万円以下の世帯	7割	② 33万円に被保険者(世帯主を除く)1人当たり24.5万円を加算した金額以下の世帯	5割	③ 33万円に被保険者1人当たり35万円を加算した金額以下の世帯	2割	<ul style="list-style-type: none"> ●所得割額(旧ただし書き所得(注4)×東京都の所得割率8.19%) + 均等割額(40,100円)の合計額 <div style="text-align: center;"> <p>「すべり台状」の構造 (定率)</p> <p>所得 低 ← 所得 高</p> </div> <p>所得割額 旧ただし書き所得(注4) × 東京都の所得割率(8.19%) + 均等割額 40,100円</p> <p>※保険料率は東京都後期高齢者医療広域連合が決定しており、東京都内で均一です。 ※後期高齢者医療保険料の限度額は55万円です。</p> <p>◆均等割額の軽減 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」が一定額以下の世帯については、均等割額を軽減します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」</th> <th>均等割額の軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)世帯</td> <td>9割</td> </tr> <tr> <td>② 33万円以下で、9割軽減の基準に該当しない世帯</td> <td>8.5割</td> </tr> <tr> <td>③ 33万円に被保険者(世帯主を除く)1人当たり24.5万円を加算した金額以下の世帯(単身者は該当しません)</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>④ 33万円に被保険者1人当たり35万円を加算した金額以下の世帯</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1月1日現在で65歳以上の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いた額で判定します。</p> <p>◆所得割額の軽減 被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」(旧ただし書き所得、注4)が一定額以下の場合、所得割額を軽減します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>賦課のもととなる所得金額</th> <th>所得割額の軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 15万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>② 20万円以下</td> <td>7.5割</td> </tr> <tr> <td>③ 58万円以下</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①・②については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。</p>	世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」	均等割額の軽減割合	① 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)世帯	9割	② 33万円以下で、9割軽減の基準に該当しない世帯	8.5割	③ 33万円に被保険者(世帯主を除く)1人当たり24.5万円を加算した金額以下の世帯(単身者は該当しません)	5割	④ 33万円に被保険者1人当たり35万円を加算した金額以下の世帯	2割	賦課のもととなる所得金額	所得割額の軽減割合	① 15万円以下	10割	② 20万円以下	7.5割	③ 58万円以下	5割
	所得段階	対象者	年額保険料																																																																							
第1段階	生活保護の受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金(注2)の受給者	26,400円 (基準額×0.44)																																																																								
第2段階	本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で第1段階に該当しない方	26,400円 (基準額×0.44)																																																																								
第3段階を軽減する段階	本人の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下で第1段階・第2段階に該当しない方	39,600円 (基準額×0.66)																																																																								
第3段階	第1段階・第2段階・第3段階を軽減する段階に該当しない方	42,000円 (基準額×0.7)																																																																								
第4段階を軽減する段階	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	55,200円 (基準額×0.92)																																																																								
第4段階	世帯に住民税課税者がいる場合で、第4段階を軽減する段階に該当しない方	60,000円 (基準額)(注3)																																																																								
第5段階	本人の合計所得金額が125万円未満の方	67,200円 (基準額×1.12)																																																																								
第6段階	本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	75,600円 (基準額×1.26)																																																																								
第7段階	本人の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	86,400円 (基準額×1.44)																																																																								
第8段階	本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	96,000円 (基準額×1.6)																																																																								
第9段階	本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	105,600円 (基準額×1.76)																																																																								
第10段階	本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	112,800円 (基準額×1.88)																																																																								
第11段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	120,000円 (基準額×2)																																																																								
第12段階	本人の合計所得金額が1,500万円以上の方	127,200円 (基準額×2.12)																																																																								
世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)	均等割額の減額割合																																																																									
① 33万円以下の世帯	7割																																																																									
② 33万円に被保険者(世帯主を除く)1人当たり24.5万円を加算した金額以下の世帯	5割																																																																									
③ 33万円に被保険者1人当たり35万円を加算した金額以下の世帯	2割																																																																									
世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」	均等割額の軽減割合																																																																									
① 33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)世帯	9割																																																																									
② 33万円以下で、9割軽減の基準に該当しない世帯	8.5割																																																																									
③ 33万円に被保険者(世帯主を除く)1人当たり24.5万円を加算した金額以下の世帯(単身者は該当しません)	5割																																																																									
④ 33万円に被保険者1人当たり35万円を加算した金額以下の世帯	2割																																																																									
賦課のもととなる所得金額	所得割額の軽減割合																																																																									
① 15万円以下	10割																																																																									
② 20万円以下	7.5割																																																																									
③ 58万円以下	5割																																																																									
納付方法	<p>介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> 年額18万円以上の年金を受給している方 上記以外の方 <p>国民健康保険税</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主が国民健康保険税の被保険者で、かつ世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主の年金の年額が18万円以上で介護保険料と国民健康保険税の合計額が年間年金額の2分の1を超えない方 上記以外の方 <p>後期高齢者医療保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金の年額が18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年間年金額の2分の1を超えない方 上記以外の方 	<p>特別徴収 (年金からの天引き) 年額18万円以上の年金を受給している方</p> <p>※介護保険料は納付方法を選択できません。 ※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、申請により金融機関からの口座振替に変更できます。</p> <p>普通徴収 (納付書による納付または口座振替) 特別徴収にならない方</p> <p>保険料や保険税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。</p>	<p>納付された介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、確定申告などでの社会保険料控除の対象になります。</p> <p>※三鷹市に転入したばかりの方や被保険者になったばかりの方も普通徴収ですが、日本年金機構からの通知に基づき、約6カ月~1年後に自動的に特別徴収へ切り替わります。</p>																																																																							